

令和3年度 一般会計歳出 第9款2項1目12節(1)委託料

受付番号	種目番号	連絡先	委託担当 資源循環局 業務課資源化係	ふりがな 担当者名	岩崎 いわさき
	—			電話	671-3819

設 計 書

1 委 託 名	神明台ストックヤード内粗大金属類等仕分け等業務委託				
2 履 行 場 所	神明台ストックヤード(横浜市泉区池の谷3949番地) 横浜市資源循環局神明台処分地内) ほか2か所				
3 履 行 期 間	<input checked="" type="checkbox"/> 期間 令和3年 4月 1日から令和4年 3月31日まで				
又 は 期 限	<input type="checkbox"/> 期限 契約締結日から令和 年 月 日まで				
4 契 約 区 分	<input checked="" type="checkbox"/> 確定契約 <input type="checkbox"/> 概算契約				
5 その他の特約事項	なし				
6 現 場 説 明	<input checked="" type="checkbox"/> 不要 <input type="checkbox"/> 要 (月 日 時 分、場所)				
7 委 託 概 要	本委託は、神明台ストックヤードに搬入された粗大ごみや不法投棄物等について、金属類(資源物)を資源化するため必要な仕分け、分離、解体、引渡し等の業務やヤードの管理を行うものである。また、金属類(資源物)については「資源物コンテナ」に積載し、金属買受業者に引き渡すとともに、仕分け、分離及び解体により発生する燃やすごみ及び燃えないごみについては、委託者の指定する場所へ搬入する。				

8 部分払

する

(12 回以内)

しない

部分払の基準

業務内容	履行予定月	数量	単位	単価	金額
粗大金属類等仕分け等業務	4月	1	式		
粗大金属類等仕分け等業務	5月	1	式		
粗大金属類等仕分け等業務	6月	1	式		
粗大金属類等仕分け等業務	7月	1	式		
粗大金属類等仕分け等業務	8月	1	式		
粗大金属類等仕分け等業務	9月	1	式		
粗大金属類等仕分け等業務	10月	1	式		
粗大金属類等仕分け等業務	11月	1	式		
粗大金属類等仕分け等業務	12月	1	式		
粗大金属類等仕分け等業務	1月	1	式		
粗大金属類等仕分け等業務	2月	1	式		
粗大金属類等仕分け等業務	3月	1	式		

* 単価及び金額は、消費税等相当額を含まない金額。

* 概算数量の場合は、数量及び金額を（ ）で囲む。

委託代金額

内訳

業務価格

消費税等相当額

委託内訳書

名称	形状寸法等	数量	単位	単価 (円)	金額(円)	摘要
粗大金属類等仕分け等業務 (年間)						
直接人件費	現場責任者 (作業員)		人			
	解体作業員 (軽作業員)		人			
	運転手 (運転手(一般))		人			
小計						A
直接物品費		1	式			B=A × %
車両損料	重機	1	式			
	燃料	1	式			
	車両(不適物運搬)	1	式			
	燃料	1	式			
	コンテナリース料		台			
小計						C
業務原価	直接業務費	1	式			D=A+B+C
	業務管理費	1	式			E=D × %
小計						F=D+E
一般管理費等		1	式			G=F × %
業務価格(端数調整前) (業務原価 + 一般管理費)						H=F+G
業務価格を端数調整 (100円単位未満切り捨て)						
端数						I
一般管理費 (一般管理費 - 端数)						J=G-I
業務価格 (一般管理費 + 業務原価)						K=F+J
消費税及び 地方消費税相当額						L=K × 10%
委託代金額						M=K+L

※概算数量の場合は、数量及び金額を()で囲む

神明台ストックヤード内粗大金属類等仕分け等業務委託仕様書

1 委託の概要

受託者は、横浜市内の一般家庭等から排出され、横浜市(以下、「本市」という。)が収集した資源粗大ごみ(金属製粗大ごみ、以下「粗大ごみ」という。)や、横浜市内で発見され、本市が回収した不法投棄物等のうち、神明台ストックヤード(泉区池の谷 3949 番地 資源循環局神明台処分地内、以下「ヤード」という。)に搬入されたものについて、金属類(資源物)を資源化するため必要な仕分け、分離、解体、引渡し等を行うとともに、ヤードの管理を行う。

金属類(資源物)については「資源物コンテナ」(別途委託者が契約する金属買受業者がヤード内に設置する 8 立方メートルまたは 20 立方メートルのコンテナ)に積載し、金属買受業者に引き渡すとともに、仕分け、分離及び解体により発生する燃やすごみ(以下「可燃物」という)及び燃えないごみ(以下「不燃物」という)については、委託者の指定する場所へ搬入する。

2 用語の定義

- (1) 本仕様書における「仕分け」とは、搬入された粗大ごみや不法投棄物等を、分離・解体作業を効率的に行うため、ヤード内にあらかじめ定めた場所に分けて置くことをいう。
- (2) 本仕様書における「分離」とは、仕分けされた粗大ごみや不法投棄物等を金属類(資源物)、可燃物及び不燃物に分けることをいう。
- (3) 本仕様書における「解体」とは、座椅子やスプリングマットレスなど金属が内蔵されている製品類等を、手を加え、金属類(資源物)、可燃物及び不燃物に分けることをいう。
なお、解体が必要な製品の品目や解体の範囲については、受託者は委託者の指示に従うものとする。
- (4) 本仕様書における「引渡し」とは、金属類(資源物)の品質向上に努め、金属類(資源物)を金属買受業者が設置する資源物コンテナに積載するものとする。

3 履行場所

- (1) 仕分け作業等及びヤード管理場所
神明台ストックヤード
(横浜市泉区池の谷 3949 番地 横浜市資源循環局神明台処分地内)
- (2) 可燃物運搬先
横浜市資源循環局旭工場(横浜市旭区白根二丁目 8 番 1 号)
- (3) 不燃物運搬先
別途指定(横浜市内)
- (4) 処理困難物等運搬先

神明台処理困難物ヤード

(横浜市泉区池の谷 3949 番地 横浜市資源循環局神明台処分地内)

4 履行期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

5 作業日及び作業時間

作業日は前条の履行期間のうち、原則として月曜日から土曜日とし、日曜日及び12月31日から1月3日までは休日とする。また、作業時間は原則として8時45分から17時15分までとする。

ただし、業務上必要な場合は、委託者の指示により作業日、休日及び作業時間を変更することがあり、その場合、受託者は委託者の指示に従わなければならない。

6 履行対象物

本委託に係る履行対象は、横浜市内の一般家庭等から排出され、本市が分別収集により回収した資源粗大ごみ(金属製粗大ごみ)及び本市が回収等をした金属製の不法投棄物(以下、「搬入物」という。)等のうち、前履行期間(前年度)の最後の作業日の正午以降にヤードに搬入された搬入物から、原則として本委託の履行期間(本年度)の最後の作業日の正午までにヤードに搬入された搬入物までとし、その履行対象となる搬入物については、受託者の責務において中間処理を実施しなければならない。

7 委託業務内容(仕分け、分離、解体、引渡し等)

(1) 搬入物の受入、誘導

受託者は、ヤードへ粗大ごみや不法投棄物等を搬入する平積みトラック及び小型破碎機付機械車等(以下「搬入車両」という。)及び金属買受業者の車両等を状況に応じて安全に誘導しなければならない。その際、受託者は自ら進んで搬入者に声をかけ、円滑に搬入できるようにすること。また、搬入車両から搬入確認書等を受領し、搬入物の種類、個数等を確認した上で、搬入車両等に対し、搬入物を降ろす場所等を誘導しなければならない。

(2) 仕分け作業

搬入車両によりヤード内に搬入された粗大ごみや不法投棄物等を受託者が金属類(資源物)、可燃物及び不燃物に仕分けを行うため、受託者は、次の分類のとおり搬入車両に対し搬入物を降ろす場所を指示しなければならない。

なお、受託者が仕分け作業に際し疑義が生じた場合には、委託者と別途協議するものとする。

ア 分離・解体作業が不要な金属類(資源物)

イ 分離作業が必要な金属類(資源物)

ウ 解体作業が必要な金属製品

(ア) スプリングマットレス、スプリングのあるソファーベッド、座椅子等金属製
(イ) その他の金属製品

エ 石油ストーブ、オイルヒーター等

オ 不燃物

カ 耐火金庫

キ 处理困難物(タイヤ、バッテリー、消火器、ガスボンベ、廃油・廃液等)

ク その他

(3) 仕分け後の作業

ア 分離、解体作業が不要な金属類(資源物)

受託者は、分離・解体が不要な金属類(資源物)は「資源物コンテナ」に積込み、その際には、重機等で簡易破碎・圧縮を行い、「資源物コンテナ」を搬送する金属買受業者の車両の最大積載量を超過せず、車両の走行に支障をきたさない範囲において、可能な限り多くの資源物を金属買受業者の「資源物コンテナ」に積載しなければならない。

また、受託者は「資源物コンテナ」に積載する際、可能な限り金属買受業者の希望を聞くよう努めるとともに、自転車類を「資源物コンテナ」の上部に積載するよう努めるものとする。

イ 分離作業が必要な金属類(資源物)

受託者は、搬入された粗大ごみ・不法投棄物等が金属類(資源物)と他の可燃物・不燃物と混載されていた場合は、これを分離し、分離した金属類(資源物)は、分離・解体が不要な金属類(資源物)と同様に金属買受業者の「資源物コンテナ」に積み込まなければならない。

ウ 解体作業が必要な金属製品及び解体作業の内容

(ア) スプリングマットレス、ソファーベッド、座椅子等金属製品

受託者は、スプリングマットレス、ソファーベッド、座椅子等の金属類(資源物)が内蔵されている製品は手作業により解体し、金属類(資源物)は金属買受業者の「資源物コンテナ」へ積込み、それ以外のものは可燃物と不燃物に分けなければならぬ。

スプリングマットレスについては、スプリングマットレスのみを「資源物コンテナ」へ積込むものとする。

また、委託者が連絡した場合、スプリングマットレスを解体後、可燃物として分けたもののうち、側生地のみを1週間に50枚程度委託者が指定する場所(ヤードに隣接)にストックすること。なお、ストックされた側生地は委託者が定期的に回収する。

マットレスのうち、スプリングが一つ一つ独立しており不織布で包まれているもの(ポケットコイルマットレス等)については、受託者は別紙の参考画像の状態まで仕分けを実施しなければならない。

なお、降雨時にポケットコイルマットレス等の不織布に雨水が染み込まないよ

う、受託者は、ポケットコイルマットレス等の上部をブルーシート等で覆うとともに、地面から水分がポケットコイルマットレス等に染み込まないよう、ポケットコイルマットレスを直接地面に置いてはならず、地面とポケットコイルマットレス等との間に適度な空間が生じるよう適切な対応を行い、金属類(資源物)の品質向上に努めなければならない。

(イ) 受託者は、粗大ごみ収集委託業務受託者がヤード搬入時に提出する「粗大ごみ搬入個数確認書」及び不法投棄物を搬入する横浜市職員(資源循環局事務所、各区土木事務所等)並びに清掃業務受託業者等から「不法投棄物ヤード搬入確認書」を受領し、スプリングマットレス、ソファーベッド、座椅子等の個数を確認しなければならない。

(ウ) 受託者は、上記のほか搬入確認書のないものについては搬入者立会いのもと、品名及び個数を記録しなければならない。

(エ) その他の解体作業が必要な金属製品

本項ア以外の、その他の解体作業が必要な金属製品について、受託者は、解体を行った後、金属類(資源物)は金属買受業者の「資源物コンテナ」へ積込み、それ以外のものについては可燃物と不燃物に分けなければならない。

(オ) 石油ストーブ、オイルヒーター等

石油ストーブ、オイルヒーター等、灯油やオイル等の抜き取り作業が必要な物について、受託者は、灯油やオイル等を抜き取った後、抜き取った灯油やオイルは「処理困難物ヤード」内に設置してあるドラム缶に詰め込み、抜き取った後の石油ストーブやオイルヒーターなどは金属類(資源物)として金属買受業者の「資源物コンテナ」に積み込まなければならない。

なお、「処理困難物ヤード」の運用が変更になった場合、受託者はその変更に従わなければならぬ。

(カ) ガスヒーター、電動自転車のバッテリー等

ガスヒーター、電動自転車のバッテリー等、発火の危険性のある物については、受託者は電池を抜き取る等の必要な措置を行い、発火の危険性を除去するよう努めなければならない。なお、抜き取った電池の処理方法については、受託者と委託者の協議の上、対応するものとする。

(キ) 不燃物

不燃物について、受託者は分離・解体作業後に発生した不燃物とともに集積し、個々の不燃物の長辺が 30 センチメートル以下の大きさとなるよう破碎しなければならない。

また、南本牧最終処分場に投入する際に浮遊する恐れのある形状(中空形状のもの等)や、埋立密度を妨げるような形状(U字溝等)を不燃物が有している場合は、水没し、かつ埋立密度を妨げない形状になるまで破碎を行うこと。

なお、極めて破碎が困難なものについては、委託者にその旨を報告し、委託者の指示に従わなければならない。

(4) 耐火金庫

搬入物に耐火金庫が混入していた場合は、神明台処分地内「処理困難物ヤード」に受託者が運搬すること。運搬する際には委託者にその旨を事前に報告し、日程を調整すること。なお、不法投棄物で回収された耐火金庫については、搬入車両に対し、「処理困難物ヤード」に降ろすよう指示及び誘導を行わなければならない。

(5) 処理困難物(タイヤ、バッテリー、消火器、ガスボンベ、廃油・廃液等)

搬入される不法投棄物のうち、処理困難物(タイヤ、バッテリー、消火器、ガスボンベ、廃油・廃液等)について、受託者は「処理困難物ヤード」に降ろすよう、搬入車両に対し、指示及び誘導を行わなければならない。

エ PCB が使用されている可能性のある照明器具を発見した場合、横浜市資源循環局産業廃棄物対策課に連絡をすること。

オ 受託者が分離、解体作業に際して疑義が生じた場合には、委託者と別途協議するものとする。

カ 受託者は、金属類(資源物)の品質向上に努めなければならない。

(4) 搬入物の処理

受託者は、搬入物を原則として搬入された日の作業時間内に分離・解体・積込み等の作業を終えるよう可能な限り努めるとともに、仮に翌日以降に搬入物を残す場合には、搬入物が飛散や盗難被害等が発生しないよう、受託者の責務において適切な措置を行わなければならない。

(5) 運搬

ア 受託者は、分離・解体後の可燃物を資源循環局旭工場に、不燃物を別途指定する市内施設にそれぞれ運搬するものとする。

なお、受託者は、運搬の頻度等について、委託者から特別の指示があった場合には、それに従うとともに、資源循環局旭工場、不燃物運搬先施設及び「処理困難物ヤード」の運用等が変更になった場合、受託者はその変更に従わなければならない。また、業務上必要な場合や施設の状況等により搬入施設の変更を指示する場合がある。

イ 受託者は前号に規定する運搬にあたり、委託者、資源循環局旭工場、南本牧廃棄物最終処分場の管理者及び関係機関の指示に従うとともに、本委託業務以外で発生した可燃物・不燃物を混載してはならない。

(6) 関係者との連絡調整

受託者は、円滑かつ安全な作業・運搬等が行えるよう、委託者、資源循環局旭工場、神明台処分地、南本牧廃棄物最終処分場等の管理者及び関連機関、金属買受業者等との連絡調整を十分に行わなければならない。

(7) 業務量

ヤード内の業務量実績（半期毎）は以下のとおりである。なお、搬入量の増減により、令和3年度の業務量は令和2年度上半期までの傾向と異なることも想定される。

搬入量の増減が生じた場合、受託者は委託者の指示に従い、適切に対応しなければ

ならない。

	令和2年度	令和元年度		
	上半期	上半期	下半期	年度計
スプリングマットレス、ソファーベッド(個)	13,060	11,600	11,299	22,899
座椅子等金属製品(個)	49,581	38,993	41,983	80,976
金属類(資源物) (t)	2,513	2,366	2,459	4,825
可燃物の運搬(旭工場) (t)	415	378	337	715
不燃物の運搬(南本牧廃棄物最終処分) (t)	62	61	66	127

8 委託業務内容(ヤード内の管理運営)

(1) 関係機関との連携

受託者は、委託者、神明台処分地管理者、各施設及び関連機関、資源物買受業者等との協力、連携を率先して図り、受託者のノウハウや創意工夫等を活かし、本委託業務における効率的かつ安全なヤードの管理運営及び保全等を図るよう努めるものとする。

(2) 整理整頓

受託者は、本ヤードを常に良好な状態に保ち、本委託業務や粗大ごみ等の搬出入等が安全・円滑に行えるよう、重機及び手作業によって常にヤード内を整理整頓し、搬出入に十分なスペースを確保するとともに、やむを得ない場合を除き、搬入車両の待ち時間を最長でも 10 分程度になるよう適切にヤード管理及び誘導等に努めなければならない。

(3) 開始及び終了時の対応

受託者は作業日ごとに、開始時にはヤード内出入口のポール等を移動するとともに、終了時にはポール等を移動して出入口を閉鎖し、作業時間外にヤード内に部外者が侵入しないよう、またヤード内の粗大金属類等が盗難されないよう、ヤード内の出入口の管理を行わなければならない。

(4) 安全な車両の誘導

受託者は、搬入車両や金属買受業者の車両等を状況に応じて安全かつ適切に誘導しなければならない。

(5) 予防保全及び報告義務

受託者は、ヤード内の破損及び汚損等に対する予防保全等に努め、日常の点検等を行うとともに、ヤード内での不具合等を発見した際には、速やかに委託者に報告するものとし、ヤード運営に支障をきたさないよう委託者と協議のうえ直ちに保全措置等を講じるものとする。

また、重大かつ緊急な対応が必要な不具合が生じた場合には、受託者は委託者への

速やかなる報告に加え、神明台処分地管理者に対しても直ちに報告しなければならない。

(6) 安全及び衛生保持

受託者は、本委託及びそれに関連する作業等に伴う振動、騒音、ごみの飛散等に十分注意し、常に作業の安全と施設の衛生保持に努めなければならない。

特に、粗大ごみ等に貼られている個人情報が記されたシールについては、受託者は本委託の作業員に対し個人情報保護の重要性の周知徹底を図るとともに、受託者が責任を持って処分し、第三者が個人情報を知りえない状態にしなければならない。

9 実施方法

(1) 人員

ア 受託者は、本委託の作業等が円滑に行われるよう、搬入量等に応じてヤード内に適正な作業員の人数を配置しなければならない。

イ 受託者は、職員の雇用にあたっては、労働基準法(昭和 22 年 7 月法律第 49 号)その他の労働関係法規を遵守しなければならない。

ウ 受託者は、作業員のうち 1 名を現場責任者とし、現場責任者はヤードに常駐して作業の管理や委託者及び関係者との連絡調整、緊急時の対応について責任を持って誠実に行わなければならない。

ただし、現場責任者が可燃物もしくは不燃物の運搬車両の運転手を兼ねる場合については、可燃物もしくは不燃物の運搬中においても、迅速に受託者及びヤードの作業員等と連絡が可能な体制を整えること。

エ 受託者は、本委託に従事する作業員に対し、受託者の責務において、過労対策や夏季熱中症対策、冬季凍結対策等の作業員の労務環境の維持向上に努めなければならない。

(2) 重機及び車両

ア 受託者は、搬入物の整理、搬入物の解体作業を行うため、必要な重機車両その他の機材等を設置しなければならない。

イ 前号の重機車両その他の機材等のうち、その運転操作等に資格を必要とする業務については、必ず各資格の有資格者が運転操作等を行わなければならない。

ウ 資格を保有しない者が資格を必要とする業務に従事した場合の責は受託者が負わなければならない。

エ 受託者が本委託設置する重機及び車両については、履行期間開始の 7 日前までに「使用車両届出書(IC カード借用書)(様式 1)」を提出した上で使用しなければならない。

また、「使用車両届出書(IC カード借用書)(様式 1)」の記載内容に変更があった場合は、受託者は直ちに委託者に報告するとともに、変更の日付を明記した「使用車両変更届出書(IC カード借用書)(様式 2)」を委託者に対し、速やかに提出しなければならない。

(3) 運搬車両等

ア 可燃物及び不燃物の運搬には、原則として設置計量器に対応する破碎機付機械車を使用する。破碎機付機械車以外の車両を使用する場合は、事前に委託者と調整すること。

設置計量器：縦 6.5m × 横 2.7m × 高さ 4.2m、秤量 20 トン

イ 受託者は、運搬に際し、最も安全かつ効率的な経路を選択し、自動車事故の防止を図るため、道路交通法(昭和 35 年 6 月 25 日法律第 105 号)等関係法令を遵守しなければならない。

ウ 受託者の運搬車両の神明台処分地への搬入・搬出ルートについては、別紙のとおり委託者が指示する経路に従って搬出入するとともに、神明台処分地内等各施設内では、その制限速度を遵守し、他の車両等の走行に十分注意するとともに、委託者、神明台処分地管理者、各施設管理者及び関係機関の指示に従わなければならない。

エ 受託者は、運搬車両が積載可能重量を超えて積荷等を載せてはならない。仮に、受託者の運搬車両等が積載可能重量を超えて運搬等をした場合等には、受託者の責任とする。

オ 受託者は、運搬中、飛散防止に努め、汚物、汚水等が道路上等にこぼれないようになるとともに、騒音、振動等により、運搬経路周辺の住環境等に支障等をきたさないように十分注意しなければならない。

また、騒音、振動等に対し、委託者、神明台処分地管理者、各施設管理者及び関係機関等からの指示があった場合には、受託者は適切に対応するよう努めなければならない。

カ 受託者が可燃物を工場破碎機等に投入する際には、工場職員及び関係機関の指示に従い、安全確保に努めなければならない。

(4) 計量

ア 計量方法

(ア) 受託者は、可燃物・不燃物の搬出・搬入にあたり、神明台処分地で積載重量の計量を行うとともに、それぞれの搬入先で積載重量及び空車重量の計量を行わなければならない。また、受託者は、本計量を必ず同日中に行わなければならない。

(イ) 受託者は計量方法等については各施設管理者及び関係機関の指示に従わなければならない。また、受託者は各施設が発行する計量伝票等を受領し、必ず保管しなければならない。

イ 計量時間

(ア) 受託者は、旭工場での計量及び搬入作業等を日曜日及び年末年始休暇(12 月 31 日から 1 月 3 日)を除く 8 時 30 分から 12 時 00 分まで及び 13 時 00 分から 16 時 00 分までの間に完了させなければならない。

(イ) 受託者は、南本牧廃棄物最終処分場での計量及び搬入作業等、土曜日、日曜日、祝日及び年末年始休暇(12 月 31 日から 1 月 3 日)を除く 8 時 45 分から 12 時 00 分まで及び 13 時 00 分から 16 時 00 分までの間に完了させなければならない。

- (ウ) 受託者は、神明台処分地での計量を日曜日及び年末年始休暇(12月31日から1月3日)を除く8時45分から12時00分まで及び13時00分から15時00分までの間に完了させなければならない。
- (エ) 上記施設等の計量時間等は委託者からの指示により変更になる場合もあり、その場合、受託者はその指示に従わなければならない。

ウ ICカード

- (ア) 受託者が可燃物を搬入する際には、委託者が貸与するICカードを必ず持参し、受託者は当該ICカードを用いて計量を行わなければならない。
- (イ) 計量に際し、受託者がICカードを持参しない場合には、本市はICカードを持参しない受託者の当該搬入物の計量を行わないものとし、当該搬入物の工場等への搬入等を認めないものとする。
- (ウ) 受託者は、万が一ICカードを紛失・き損した場合は速やかに委託者へ連絡し、再交付を受けなければならない。なお、紛失・き損したICカードは受託者が実費弁償するものとする。

(5) 旭工場等の搬入停止等

受託者は、旭工場等の一時搬入停止等、変更に伴う対応(代替の搬入先等)が必要となつたときは、委託者の指示に従わなければならない。

10 搬入物の範囲

- (1) 横浜市が一般家庭から収集する粗大ごみ等
主に、横浜市鶴見区、神奈川区、西区、中区、南区、保土ヶ谷区、旭区、港北区、緑区、青葉区、都筑区、泉区、瀬谷区
- (2) 不法投棄物等として収集された物
横浜市全区
- (3) その他
委託者が搬入を許可した物

11 履行状況の報告等

(1) 提出書類

受託者は、各月の委託業務終了後、搬入時に搬入車両から受領した「粗大ごみ搬入個数確認書」及び「不法投棄物ヤード搬入確認書」と可燃物及び不燃物搬出・搬入時の計量伝票を添付し、翌月の5日までに「神明台ストックヤード内粗大金属類等仕分け等業務委託作業・運搬実績報告書(様式3)」、「可燃物・不燃物運搬量内訳(様式4)」、「スプリングマットレス、ソファーベッド搬入・仕分け個数内訳(様式5)」、「座椅子等金属製品搬入・仕分け個数内訳(様式6)」、「委託業務履行完了部分検査申請書(様式12)」を委託者に対して提出しなければならない。

(2) 対象物

前号に規定する報告書等は前月の最後の作業日の正午以降に搬入された搬入物から、

各月の最後の作業日の正午までに搬入された搬入物を対象とする。

受託者は、分離・解体後の金属類(資源物)で各月の最後の作業日の正午までに搬入されたものについては、その日の 16 時までに金属買受業者に引渡しが行えるよう金属買受業者の「資源物コンテナ」に積込み、各月の最終作業日の正午以降に搬入のあつたものについて、分離・解体したものは区別して、翌月分として計量して報告するものとする。

なお、金属買受業者への引渡し時間について、委託者から別に指示がある場合には、受託者はこれに従わなければならない。

可燃物及び不燃物についても、受託者は資源物と同様に各月の最終作業日の正午までに搬入されたものと、正午以降に搬入されたものはそれぞれ区別して搬出計量し、正午以降に搬入のあつたものは、翌月分として報告するものとする。

(3) 履行確認

委託者は、委託業務の履行に関して、「履行確認書(様式 7)」を用いて適時、確認を行い、受託者に対し必要な指導を行う。この場合、受託者は、委託者からの指導に従うものとする。

(4) その他

その他、委託者が本委託の履行に関して、受託者に対し必要な報告等を求めた場合には、受託者は委託者の指示に従い、誠実かつ速やかに報告等の対応をしなければならない。

12 作業上の注意事項

(1) 服装等

受託者は、本委託の作業中は常に長袖・長ズボンの作業着(受託者において統一したものに限る)・手袋・安全靴・帽子・その他従業員の安全対策上必要なものを着用しなければならない。

(2) 安全対策

受託者は、労働基準法(昭和 22 年 4 月 7 日法律第 49 号)・労働安全衛生法(昭和 47 年 6 月 8 日法律第 57 号)その他関連法令の定めるところにより、本委託に従事する従業員に対する安全及び衛生についての対策、福利厚生並びに研修等について、適正に実施しなければならない。特に安全衛生の実施にあたっては、委託者と適宜協議しながら、作業を安全に行わなければならない。

(3) 現場責任者等

受託者は、円滑な業務執行が可能な現場責任者・作業員等を常時確保し、関係する役職員及び現場責任者・作業員等の氏名・職務分担及び資格等を記載した「現場責任者・業務従事者選定通知書(様式 9)」を履行期間開始の 7 日前までに委託者に提出しなければならない。

なお、受託者が「現場責任者・業務従事者選定通知書(様式 9)」を委託者に提出することをもって、廃棄物処理委託契約款第 3 条に規定する契約履行着手届出書の提

出に替えるものとする。

また、「現場責任者・業務従事者選定通知書(様式9)」の記載内容に変更があった場合は、受託者は直ちに委託者に報告するとともに、変更の日付を明記した「現場責任者・業務従事者変更通知書(様式10)」を委託者に対し、速やかに提出しなければならない。

(4) 飛散ごみ類の処理

受託者が本委託を実施するにあたり、解体作業等によって発生し、ヤード内外へ飛散したごみ類等については、受託者が責任を持って回収、清掃及び処分を行い、ヤード内外の適切な環境の確保に努めなければならない。

また、委託者が、本委託の実施に伴って飛散したごみ類等の回収、清掃及び処分を指示した場合には、受託者は速やかに対応しなければならない。

(5) 油含水対策

受託者は、本委託の実施に伴い、油含水はオイルトラップに流出できるよう留意するとともに、油含水がヤード外やオイルトラップ以外の側溝等に流出しないよう注意しなければならない。

また、受託者が本委託の実施に際して使用する重機の移動範囲は、重機から流出する油含水がオイルトラップに流出が出来る範囲内とし、その範囲外で使用することを原則として禁止する。

なお、重機から流出する油含水がオイルトラップに流出できない範囲で使用するやむを得ない場合には、予め委託者に対し、その旨を通知するとともに、委託者の事前承認を得なければならない。

(6) 側溝の清掃

解体作業等によって発生し、オイルトラップに通じる側溝に溜まったごみ類等は、受託者が適宜清掃すること。

(7) 作業日以外の修繕等

受託者の所有する機材、設備等に修繕が必要な場合において、本委託作業日以外の日に修繕を実施する場合には、やむを得ない緊急事態の場合を除き、委託者に対して当該作業予定日の14日前までに通知を行うとともに、委託者の事前承認を得なければならない。

(8) 事故発生時の対応

受託者は、事故及び労働災害が発生した場合は、別添「事故における対応について」に基づき適切に対応するとともに、過失割合にかかわらず関係者に対して誠意を持って対応しなければならない。

(9) 搬入物の取扱いについて

搬入物については、本市が指定した搬入施設以外には持ち出さないこと。特に金属類（資源物）については、神明台ストックヤードの敷地外に持ち出してはならない。

13 施設等の損害復旧

(1) 損害への対応等

受託者が作業の遂行中において、受託者の責めに帰すべき事由により第三者、本市施設、周辺の建物及びその他の設備、車両等に損害を与えた場合、受託者は、委託者の指示に基づき、修繕や損害賠償等必要な措置を講じるとともに、その費用を負担しなければならない。

(2) リスク負担等

受託者の責めに帰すべき事由によらない損害または受託者の責めに帰すべき事由に加え他の責めに帰すべき事由により生じた損害等に係るリスク負担については、その損害の発生事由や損害状況等に応じ、委託者と受託者が協議のうえ、対応するものとする。

14 電気・水道使用料等

(1) 電気使用料金

本委託に関連する電気使用料は受託者の負担とする。受託者は、節電に努めるとともに、各月の末日作業終了時に検針し、「神明台ストックヤード電気使用量報告書(様式8)」を用いて委託者に報告しなければならない。また、受託者は、報告に基づいて委託者が発行する納入通知書により速やかに納入することとする。

(2) 行政財産目的外使用

原則として神明台処分地内への個人の通勤用等車両の駐車等は認めないものとする。

やむをえない場合は、受託者は、行政財産の用途または目的外使用に係る使用料に関する条例(昭和39年3月13日横浜市条例第7号)及び関連法令に基づき、委託者に対し、通勤用等車両の駐車等に係る行政財産目的外使用許可を申請するとともに、その許可を得なければならない。

また、受託者の申請に基づき当該通勤用車両の駐車等に係る行政財産目的外使用許可を得た場合には、行政財産の用途または目的外使用に係る使用料に関する条例に基づき、原則として当該通勤用等車両の駐車等に係る使用料を本市に対して納入しなければならない。

(3) 水道使用料金

本委託に関連する水道使用料は受託者の負担とする。受託者は、節水に努めるとともに、各月の末日作業終了時に検針し、「神明台ストックヤード水道使用量報告書(様式13)」を用いて委託者に報告しなければならない。また、受託者は、報告に基いた水道使用料を納入しなければならない。

15 備品類等

(1) 善管注意義務

受託者は、履行期間中、ヤード内の備品類や機材等を常に良好かつ安全な状態に保たなければならない。また、委託者所有の備品類や機材等を使用する際、受託者は善良なる管理者の注意義務を負うものとする。

(2) ヤード内の備品

受託者は、履行期間中、ヤード内の備品を本業務遂行のためにのみ使用するものとし、受託者及び委託者以外の第三者に権利を譲渡し、又はヤード又は本市関連業務での利用以外の目的で貸与してはならない。

(3) 事務所等

ヤード内に設置してある事務所(プレハブ製)は、本市所有のものであり、履行期間中は受託者が委託者の許可を得て使用できるものとする。なお、当該事務所内の備品類は原則として受託者が用意するものとする。

16 付帯業務

(1) トイレ管理

受託者は、ヤードに隣接し、主に受託者の作業員が使用する簡易トイレの清掃等を行わなければならない。また、簡易トイレの必要消耗品類(トイレ用洗剤、トイレットペーパー等)は受託者が用意し、その費用を負担するものとする。

(2) その他

本委託の実施に伴い生じた付帯業務については、その都度、委託者と受託者が協議の上、その対応を行うものとする。

17 緊急事態発生時の対応

(1) 委託者及び受託者は、万一の事故・火災等の緊急時に備えて、「神明台ストックヤード緊急連絡網(様式 11)」を作成し、速やかに連絡がとれる体制を整備し、関係作業に周知徹底を図るよう努めなければならない。

また、受託者は、「神明台ストックヤード緊急連絡網(様式 11)」を作成し、履行期間開始日の 7 日前までに委託者に提出しなければならない。

(2) 受託者は、地震、台風等による災害発生時等の緊急事態(以下、「緊急事態」という。)であっても、業務従事者を招集できる体制を確立しておくこと。

(3) 受託者は、緊急事態が発生した場合の作業については、本市の指示に従うこと。 特に市内で震度 5 強以上を観測した場合には、速やかに業務課に連絡することとし、業務従事者の安否状況、被害状況及び受託者自身の会社運営状況等の報告を求められた際にも対応できるよう情報を把握しておくこと。

電話等での連絡ができない状況の場合には、翌稼働日の稼動時間前までに業務課に参集する等して、連絡をとること。

(4) 緊急事態発生時には、収集運搬計画を変更し、搬入場所や搬入時間について変更する場合があるため、本市の指示に従うこと(上記の場合でも契約変更の対象とはならない)。

18 本市施策等への協力義務

(1) 協力義務

受託者は、本委託内容に関連する本市の施策に、積極的に協力するよう努めるものとする。

(2) 防災対応

受託者は、防災、防犯及び事故等の予防及び災害、事件、事故、急病等の緊急事態に備えるため、委託者と協力して防災等の対応体制を整えるよう努めなければならない。

(3) 金属類(資源物)の品質向上

受託者は、金属類(資源物)の品質向上のため、委託者及び資源物買受人等と協議の上、必要な措置を講じるとともに、受託者は、搬入物の金属類(資源物)、可燃物、不燃物への仕分け、分離、解体に関すること及び金属類(資源物)のコンテナへの積載重量等、委託者の指示に従い、迅速かつ誠実に対応しなければならない。

(4) 委託者への提案

受託者は、そのノウハウや創意工夫を活かし、ヤードの維持管理や金属類(資源物)の品質向上等の新たな業務改善の取組を委託者に対し提案することができるものとする。

19 事前準備及び業務の引継

(1) 事前準備

受託者は、履行期間開始日に先立ち、本委託の業務の実施に必要な資格者及び人材を確保し、必要な研修等を行わなければならない。また、本業務を遂行するために許認可や備品類、重機その他機材、設備等が必要となる場合は、受託者の責任及び費用において準備しなければならない。

なお、受託者は、本委託の業務に先立ち必要がある場合には、履行期間開始日前に、ヤード内の視察を委託者に対し申し出ることができる。

(2) 繼続性の確保

受託者は、本委託の業務の開始または終了にあたり、前年度受託者及び委託者その他関係者との連絡調整を十分に行い、本業務の継続性を妨げないよう留意しなければならない。

(3) 引継ぎ

受託者は、履行期間終了時に、次期受託者が円滑かつ支障なく本委託の業務やヤード管理等を遂行できるよう、次期受託者及び委託者その他関係者との連絡調整を十分に行い、適切かつ誠実に引継ぎを行わなければならない。

(4) 引渡し

受託者は履行期間の終了までに、履行期間開始日を基準として管理ヤードを原状に回復し、委託者及び次期受託者に管理ヤードや事務所等を明け渡すとともに、受託者が設置した機材、備品類等を撤去することを原則とする。

ただし、受託者は、履行期間終了日14日前までに委託者及び次期受託者と協議を行

い、委託者及び次期受託者が認めた場合には、受託者は管理ヤードの原状回復を行わず、別途委託者が定める状態で管理ヤードや事務所、受託者が設置した機材や備品類等を委託者または次期受託者に対して明け渡し又は引渡しを行うことができるものとする。

(5) 備品類の引取り

受託者は、前年度受託者が設置した機材、備品類等について、引取りを希望する機材、備品類等がある場合には、受託者は履行期間開始日14日前までに前年度受託者及び委託者と事前協議を行い、委託者及び前年度受託者の承諾を得た上で、前年度受託者が設置した機材、備品類等を引取ることができるものとする。

20 守秘義務

受託者は業務上知り得た情報を漏らしてはならない。また、受託者が業務上知り得た情報等について、受託者は漏えいや盜難、滅失、き損その他の事故を防止するための安全措置を講じるほか、秘密保持に関して必要な措置を講じなければならない。

21 契約の解除

本市は、受託者が廃棄物の処理及び清掃に関する法律に違反し一般廃棄物について行政処分を受けた場合、契約を解除することができる。

22 適用文書

受託者は、本業務を遂行するに当たり、別記「廃棄物処理委託契約約款」を遵守しなければならない。

23 その他

- (1) 受託者は、各種法令順守を徹底するほか、危機管理意識に基づく健全かつ安全な業務執行を図らなければならない。
- (2) 本委託の履行期間内の契約単価の変更は原則として行わないものとするが、やむを得ない場合が生じた場合には、委託者と受託者が誠実に協議し、これに対応するものとする。
- (3) 受託者は、本委託に関する仕様書及び関係書類、関連法令等を熟覧のうえ、本契約を締結しなければならない。
- (4) 受託者は誠実に本委託を実施するものとし、契約締結後、履行本仕様の記載事項及び関係書類、関連法令等に対する受託者からの異議は一切認めないものとする。
- (5) 受託者は、本委託の一部を第三者に委託し、又は請け負わせる場合、その委託先又は請負先に対しても、その業務にあたり本仕様書、廃棄物処理委託契約約款、横浜市契約規則及び関連法令等を遵守するよう適切な対応を行わなければならない。
- (6) 本委託の履行に関し疑義が生じた場合には、委託者と受託者が協議のうえ解決するものとする。

※別紙

参考画像①



参考画像②



神明台

(様式1)

使用車両届出書（ICカード借用書）

年　月　日

横浜市契約事務受任者

所在地

商号又は名称

代表者職氏名

印

神明台ストックヤード内粗大金属類等仕分け等業務委託において使用する車両について、次のとおり届け出ます。また、あわせて工場搬入時の検量のため、ICカードを使用します。

契約件名	神明台ストックヤード内粗大金属類等仕分け等業務委託						
------	---------------------------	--	--	--	--	--	--

No.	自動車の種別 ・破碎車 ・平ボディ ・その他()	ナンバープレート情報			最大積載量 (車検証より) (kg)	車両重量 (車検証より) (kg)	車両総重量 (車検証より) (kg)	備考
		陸運支局名 【横浜】等	3桁の分類番号 【3桁の数字】	用途名称 【一桁のひらがな】				
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
11								
12								
13								
14								
15								

ICカード借用期間　〔借用日〕　年　月　日　　ICカード　枚　受領サイン
〔返却日〕　年　月　日　　ICカード　枚　受領サイン

※ ICカードを紛失・き損した場合は、実費弁償となります。(廃棄物処理委託契約約款第12条第11項)

神明台

(様式2)

使用車両変更届出書（ICカード借用書）

年 月 日

横浜市契約事務受任者

所在地

商号又は名称

代表者職氏名

印

神明台ストックヤード内粗大金属類等仕分け等業務委託において使用する車両について、次のとおり変更を届け出ます。また、あわせて工場搬入時の検量のため、ICカードを使用します。

契約件名		神明台ストックヤード内粗大金属類等仕分け等業務委託					
------	--	---------------------------	--	--	--	--	--

No.	自動車の種別 ・破碎車 ・平ボディ ・その他()	ナンバープレート情報				最大積載量 (車検証より) (kg)	車両重量 (車検証より) (kg)	車両総重量 (車検証より) (kg)	備 考
		陸運支局名 【横浜】等	3桁の分類番号 【3桁の数字】	用途名称 【一桁のひらがな】	車両番号 【4桁の数字】				
1									
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									
11									
12									
13									
14									
15									

ICカード借用期間 [借用日] 年 月 日 ICカード 枚 受領サイン
[返却日] 年 月 日 ICカード 枚 受領サイン

※ ICカードを紛失・き損した場合は、実費弁償となります。(廃棄物処理委託契約約款第12条第11項)

※ 既に提出している使用車両届出書(ICカード借用書)(様式1)の記載事項をすべて記載した上で、備考欄に変更項目(追加、削除等)が分かるように記載すること。

神明台ストックヤード内粗大金属類等仕分け等業務委託

作業・運搬実績報告書

年 月分

受託者 所在地 ,

商号又は名称

代表者職氏名

印

ヤード内作業日数	日
スプリングマットレス、ソファーベッド作業個数	個
その他の金属製品作業個数	個
可燃物運搬量	トン
不燃物運搬量	トン

添付書類

- 可燃物・不燃物運搬量内訳(様式4)
- スプリングマットレス、ソファーベッド搬入・仕分け個数内訳(様式5)
- 座椅子等金属製品搬入・仕分け個数内訳(様式6)
- 神明台ストックヤード電気使用量報告書(様式8)
- 委託業務履行完了部分検査申請書(様式12)
- 神明台ストックヤード水道使用量報告書(様式13)

年　　月分
可燃物・不燃物運搬量内訳

契約件名		神明台ストックヤード内粗大金属類等仕分け等業務委託			
日付(曜　日)		可燃物		不燃物	
		回	トン	回	トン
1日(　　)					
2日(　　)					
3日(　　)					
4日(　　)					
5日(　　)					
6日(　　)					
7日(　　)					
8日(　　)					
9日(　　)					
10日(　　)					
11日(　　)					
12日(　　)					
13日(　　)					
14日(　　)					
15日(　　)					
16日(　　)					
17日(　　)					
18日(　　)					
19日(　　)					
20日(　　)					
21日(　　)					
22日(　　)					
23日(　　)					
24日(　　)					
25日(　　)					
26日(　　)					
27日(　　)					
28日(　　)					
29日(　　)					
30日(　　)					
31日(　　)					
計					

年 月

スプリングマットレス、ソファーベッド搬入・仕分け個数内訳

契約件名		神明台ストックヤード内粗大金属類等仕分け等業務委託											
日 付	ヤードへの搬入個数											計	
	粗大ごみ収集受託者					資源循環局事務所		土木事務所		その他			
	区	個数	区	個数	搬入者	個数							
1日()													
2日()													
3日()													
4日()													
5日()													
6日()													
7日()													
8日()													
9日()													
10日()													
11日()													
12日()													
13日()													
14日()													
15日()													
16日()													
17日()													
18日()													
19日()													
20日()													
21日()													
22日()													
23日()													
24日()													
25日()													
26日()													
27日()													
28日()													
29日()													
30日()													
31日()													
計													

+前月末ヤード内残個数

-当月末ヤード内残個数

当月仕分け個数

年 月

座椅子等金属製品搬入・仕分け個数内訳

契約件名		神明台ストックヤード内粗大金属類等仕分け等業務委託											
日 付	ヤードへの搬入個数										計		
	粗大ごみ収集受託者					資源循環局事務所		土木事務所		その他			
	区	個数	区	個数	搬入者	個数							
1日()													
2日()													
3日()													
4日()													
5日()													
6日()													
7日()													
8日()													
9日()													
10日()													
11日()													
12日()													
13日()													
14日()													
15日()													
16日()													
17日()													
18日()													
19日()													
20日()													
21日()													
22日()													
23日()													
24日()													
25日()													
26日()													
27日()													
28日()													
29日()													
30日()													
31日()													
計													

+前月末ヤード内残個数

-当月末ヤード内残個数

当月仕分け個数

履行確認書

日時	年　月　日(　)　　時　　分
委託名	神明台ストックヤード内粗大金属類等仕分け等業務委託
履行(確認)場所	
確認者	
契約の相手方の立会人氏名	

	内容	結果
1	ヤード内について、搬出入に十分なスペースが確保されている	<input type="checkbox"/> 適正 <input type="checkbox"/> 指導【]
2	搬入・搬出車両が適切に誘導されている	<input type="checkbox"/> 適正 <input type="checkbox"/> 指導【]
3	解体作業が必要な金属製品について、品名および個数のチェックが行われている	<input type="checkbox"/> 適正 <input type="checkbox"/> 指導【]
4	搬入物が、仕様書に定められた項目に基づき、適切に仕分けられている (資源物の中に可燃物・不燃物等が混載されていない) (可燃物の中に資源物・不燃物等が混載されていない) (不燃物の中に資源物・可燃物等が混載されていない)	<input type="checkbox"/> 適正 <input type="checkbox"/> 指導【] <input type="checkbox"/> 適正 <input type="checkbox"/> 指導【] <input type="checkbox"/> 適正 <input type="checkbox"/> 指導【] <input type="checkbox"/> 適正 <input type="checkbox"/> 指導【]
5	解体作業が必要な金属製品について、適切な解体が行われている	<input type="checkbox"/> 適正 <input type="checkbox"/> 指導【]
6	石油ストーブ等について、灯油等が抜き取られている	<input type="checkbox"/> 適正 <input type="checkbox"/> 指導【]
7	資源物について、遅滞なく買受業者のコンテナに積載されている	<input type="checkbox"/> 適正 <input type="checkbox"/> 指導【]
8	可燃物・不燃物の搬出が遅滞なく行われている	<input type="checkbox"/> 適正 <input type="checkbox"/> 指導【]
9	ヤード内の管理(衛生・安全・私物持込み等)が適正に行われている	<input type="checkbox"/> 適正 <input type="checkbox"/> 指導【]
10	作業従事者について、仕様書に定められた安全対策上必要なものを着用している	<input type="checkbox"/> 適正 <input type="checkbox"/> 指導【]
11	その他、指導すべき事項なく業務が遂行されている	<input type="checkbox"/> 適正 <input type="checkbox"/> 指導【]
備考		

神明台ストックヤード
電気使用量報告書
(年 月分)

契約件名	神明台ストックヤード内粗大金属類等仕分け等業務委託
------	---------------------------

検針日／ 年 月 日 検針担当／

今月指示数	前月指示数	差引 (当月使用量)
Kwh	Kwh	Kwh

年 月 日

受託者

神明台

(様式9)

現場責任者・業務従事者選定通知書

年　月　日

横浜市契約事務受任者

受託者　所在地

名　称

代表者

廃棄物処理委託契約約款第9第1項及び同条第3項の規程により、次のとおり通知します。

契 約 件 名	神明台ストックヤード内粗大金属類等仕分け等業務委託		
受 託 者 名			
現 場 責 任 者	氏名	(生年月日) 昭和・平成 年　月　日	有する資格(取得年月日)
業 務 従 事 者	氏名	昭和・平成 年　月　日	有する資格(取得年月日)
		昭和・平成 年　月　日	

※氏名はフルネームで記入のこと。

※業務に使用する機材で資格等を必要とするものは、変更した部分の修了証等の写しを添付すること。

現場責任者・業務従事者変更通知書

年 月 日

横浜市契約事務受任者

受託者 所在地

名 称

代表者

印

既に提出している現場責任者・業務従事者変更通知書を次のとおり変更しますので、通知します。

契 約 件 名	神明台ストックヤード内粗大金属類等仕分け等業務委託			
受 託 者 名				
現 場 責 任 者	氏名	(生年月日) 昭和・平成 年 月 日	有する資格(取得年月日)	備考
業 務 従 事 者	氏名	昭和・平成 年 月 日	有する資格(取得年月日)	
		昭和・平成 年 月 日		
		昭和・平成 年 月 日		
		昭和・平成 年 月 日		
		昭和・平成 年 月 日		
		昭和・平成 年 月 日		
		昭和・平成 年 月 日		
		昭和・平成 年 月 日		
		昭和・平成 年 月 日		
		昭和・平成 年 月 日		

※氏名はフルネームで記入のこと。

※業務に使用する機材で資格等を必要とするものは、変更した部分の修了証等の写しを添付すること。

※既に提出している現場責任者・業務従事者変更通知書(様式9)の記載事項をすべて記載した上で、備考欄に変更項目(追加、削除等)が分かるように記載すること。

年 月 日

神明台ストックヤード 緊急連絡網

契約件名 神明台ストックヤード内粗大金属類等仕分け等業務委託

[横浜市資源循環局業務課]

氏名

連絡先

[受託業者責任者]

(統括)

氏名

連絡先

(現場責任者)

氏名

連絡先

神明台

(様式 12)

委託業務 履行完了部分検査申請書

年 月 日

横浜市契約事務受任者

住 所

受託者

氏 名

印

次のとおり、廃棄物処理委託契約約款第32条第3項の規定により、委託業務の履行済部分の検査を申請します。

委託業務名	神明台ストックヤード内粗大金属類等仕分け等業務委託
履行場所	神明台ストックヤード (横浜市泉区池の谷 3949 番地 横浜市資源循環局神明台処分地内) ほか2か所
契約期間	令和 3年4月1日から令和 4年3月31日まで
履行完了部分	令和 年 月分

神明台ストックヤード
水道使用量報告書
(年 月分)

契約件名 神明台ストックヤード内粗大金属類等仕分け等業務委託

検針日／ 年 月 日 検針担当

今月指示数	前月指示数	差引 (当月使用量)
m ³	m ³	m ³

年 月 日

受託者

事故における対応について(委託業者)

<大まかな流れ>

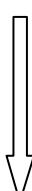
事故発生



事故状況の把握



連絡体制の維持



当日の報告

<具体的取組事項>

- 業務従事者は、速やかに現場責任者に報告する。
- 現場責任者は、事故の規模に関わらず、業務課へ即時に報告する。その後は、どんなに小さなことでも、新しい情報が入り次第、すぐに報告を入れ、連絡を密にしておく。

- 事故の状況のうち、知り得る範囲の情報を逐一把握、報告する。
(電話連絡を行うこと)

<把握したい内容>

- ・発生日時・場所
- ・人身、物損の別
- ・発生原因の概要
- ・相手方の名前、年齢(生年月日)、職業、住所、電話番号、怪我の状況、車両・構造物の破損状況など
- ・当方の運転手の名前、年齢(生年月日)、車番、怪我の状況、車両・構造物の破損状況など
- ・搬送された病院、付添い人
- ・警察関係→事情聴取
- ・現場の対応→警察、病院、現場の状況
- ・当日の作業への影響など
- ・現場写真

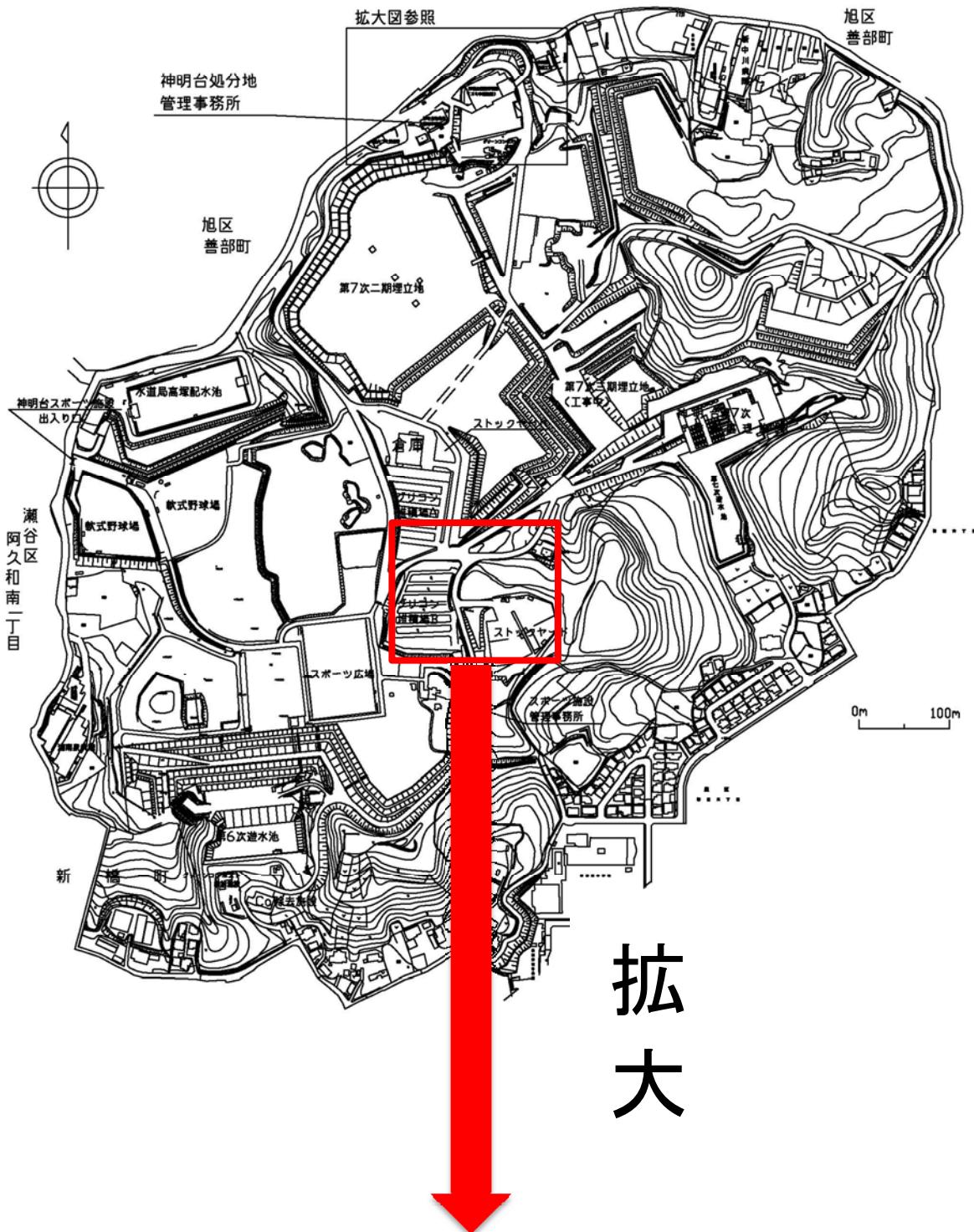
○連絡体制の維持

- ・現場対応者から、被害状況など最新の状況を連絡する体制を維持する。
- ・病院での診断結果、相手方の家族との話など

○ 本日の事故状況、被害状況、明日以降の作業への影響など、業務課に連絡し、調整する。

- ・業務課に電話で連絡したこと、その日の最終的な状況 等をとりまとめ、事故の状況をその日のうちに業務課 に書面で報告する(持込、Eメール、FAX可)。

※上記の当日の報告とは別に、後日、「事故報告書」を業務課に提出すること。本市が指示する場合には、「事故指導報告書」等の書類を提出し、再発防止の策を講じること。





神明台処分地 通行ルートについてのお願い

◎神明台処分地へは 県道 鴨居・上飯田線から搬入路を利用してください。

■ 処分地搬入者進入禁止

